平 成 ２９ 年 ９ 月 ７ 日
保 健 福 祉 局 障 が い 者 部
障 が い 者 在 宅 支 援 課

市 政 記 者 各 位

指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

下記法人が運営する障がい児･者を対象とした福祉サービス事業所において不正事案があり，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下,「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき，下記のとおり当該事業者における同行援護(※)事業の指定停止処分を行いましたのでお知らせします。

※　同行援護

視覚障がいにより，移動に著しい困難を有する障がい者等につき，外出時において，当該障がい者等に同行し，移動に必要な情報を提供するとともに，移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。（障害者総合支援法第 5 条第 4 項）

記

１　事業者の概要

事業者（法人）名	有限会社ニコニコガイドサービス
対象事業所名	ニコニコガイドサービス
対象事業所の所在地	福岡市城南区堤 1 丁目 10-21-202
サービスの種類	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，移動支援

２　不正事案の概要

当該事業所のヘルパーが，平成 25 年 1 月から平成 28 年 9 月にわたって，利用者Ａに対して提供した同行援護サービスのうち，契約時間数の上限を超えた分について，利用者Ａの知人で同事業所の別の利用者Ｂに対して同サービス等を提供したよう虚偽の記録を作成し，サービス報酬を請求・受領した。

なお，本件は，利用者とヘルパーの間で行われた不正であり，事業者は事実が発覚するまで把握していなかったもの。

３　不正対象期間・金額等

(1) 対象期間：平成 25 年 1 月から平成 28 年 9 月まで
(2) 対象金額：１，０１９，０９８円
(3) 対　　応：上記金額については，すみやかに返還させる。

４　処分の内容等

(1) 内　　容：同行援護事業の指定の全部の効力の停止（１ヵ月）
(2) 停止期間：平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで

５　これまでの経緯

平成 27 年 4 月	今回の事案とは別の不正請求により同行援護事業の指定停止処分実施。
平成 28 年 9 月 （事案発覚）	利用者Ｂから，利用者Ａへのサービスが利用者Ｂのサービス提供分として請求されているとの通報あり。
平成 28 年 11 月 ～平成 29 年 3 月	事業者に対する監査を実施
平成 29 年 4 月	事業者からの顛末書受理
平成 29 年 5 月～7 月	不正の詳細の確認及び返還金額の積算
平成 29 年 8 月	行政手続法に基づく聴聞（弁明の機会の付与）を実施
平成 29 年 9 月	事業者に対し，指定停止通知書を交付

６　再発防止策

(1) 事業所において，従業員への指導及びサービス提供の実態を管理者が正確に把握するための措置を徹底させる。

(2) 指定停止処分終了後，改善状況の確認のため，実地指導を行う。

７　その他

当該事業所に対しては，平成 27 年度にも利用者とヘルパーの間で行われた不正が原因で 1 か月の同行援護事業の指定停止処分を行っていることから，今回は，指定停止処分と合わせて，障害者総合支援法第 49 条第 1 項に基づき，事業所運営に係る改善計画書の提出を勧告している。

問い合わせ先
保健福祉局障がい者部
障がい者在宅支援課　711-4248（内線 2155）　担当：吉田・福原